進級・卒業判定基準

- 1. スポーツ科学科・薬業科
 - (1) 進級認定

各年次の合計修得単位が57単位以上の者は、進級することができる。

(2) 卒業認定

2年次の合計修得単位が114単位以上の者は、卒業することができる。

- 2. スポーツマネジメントテクノロジー科
 - (1) 進級認定

各年次の合計修得単位が57単位以上の者は、進級することができる。

(2) 卒業認定

4年次の合計修得単位が228単位以上の者は、卒業することができる。

- 3. 理学療法科・作業療法科・柔道整復科・鍼灸科・救急救命公務員科 歯科衛生士科・看護科
 - (1) 当該学年において、履修すべき学科目のうち、履修を認定されない学科目(不合格)が1科目以上あれば、進級・卒業できない。
 - (2) 卒業認定

履修すべき学科目のいずれかについて、出席回数が総授業回数の 3 分の 2 未満の者は、進級・卒業できない。

卒業と同時に取得する称号

称号	課程	学科名
高度専門士	医療専門課程	理学療法科
高度専門士	医療専門課程	作業療法科
専門士	医療専門課程	柔道整復科
専門士	医療専門課程	鍼灸科
専門士	医療専門課程	救急救命公務員科
専門士	医療専門課程	歯科衛生士科
専門士	医療専門課程	看護科
専門士	医療専門課程	薬業科
専門士	文化・教養専門課程	スポーツ科学科
高度専門士	文化・教養専門課程	スポーツマネジメントテクノロジー科